

ドイツ復興金融公庫2022年3月満期 円／豪ドル・デュアル・カレンシー債券 (円貨償還条件付) (任意繰上償還条項付)

期間 1年6ヶ月 利率 年1.30% (税引後、年1.035%)*

*税引後の利率は、小数点第3位未満を切り捨てて表示しています。なお、税率は20.315%を用いて計算しています。

(ドイツ復興金融公庫法に基づくドイツ連邦共和国保証)

売出期間:2020年9月17日(木)～2020年9月28日(月)

本債券の特徴

本債券の元本の払込および利息の支払は日本円で行われますが、満期償還額の支払は豪ドルまたは日本円で行われます。本債券については、判定為替レートが一定水準以上の円安の場合、円貨で償還する条件が付いています。また、本債券は、発行者の選択により、任意繰上償還日に額面金額で繰上償還されることがあります。

売出要項

発行日	2020年9月28日
受渡期日	2020年9月29日
利払日	毎年3月、6月、9月、12月の各28日
満期償還日	2022年3月28日(ただし、発行者の選択により繰上償還されることがあります。)
任意繰上償還日	2021年3月28日以降の各利払日(ただし、満期償還日は除く。)
格付*	発行体格付:AAA (S&P) / Aaa (Moody's)
売出価格	額面金額の100.00%(円貨)
申込単位	100万円以上100万円単位

*格付は金融商品取引法に基づく信用格付業者以外の格付業者が付与した格付(無登録格付)です。無登録格付については、「無登録格付に関する説明書」の内容をお読みください。

任意繰上償還条項について

本債券は発行者の選択により、任意繰上償還日において、その全て(一部のみは不可)が、額面金額100万円につき、100万円を繰上償還されることがあります。繰上償還された場合、償還額は円貨で確定することとなります。また、任意繰上償還日以後の利息は支払われません。

満期償還方法について

- ①判定為替レートが、償還通貨判定水準未満(すなわち、より円高・豪ドル安)であると計算代理人が判断した場合
.....豪ドル償還金額
- ②判定為替レートが、償還通貨判定水準以上(すなわち、同じかより円安・豪ドル高)であると計算代理人が判断した場合
.....額面金額100万円につき、100万円

判定日 : 2022年3月28日(満期償還日)の10営業日^{*1}前の日です。

判定為替レート : 判定日の午後3時(東京時間)現在の豪ドル・日本円間の為替レート^{*2}です。

償還通貨判定水準 : 基準為替から、**10.75円**を差し引いた値です。

外貨換算為替 : 基準為替と同等の値です。

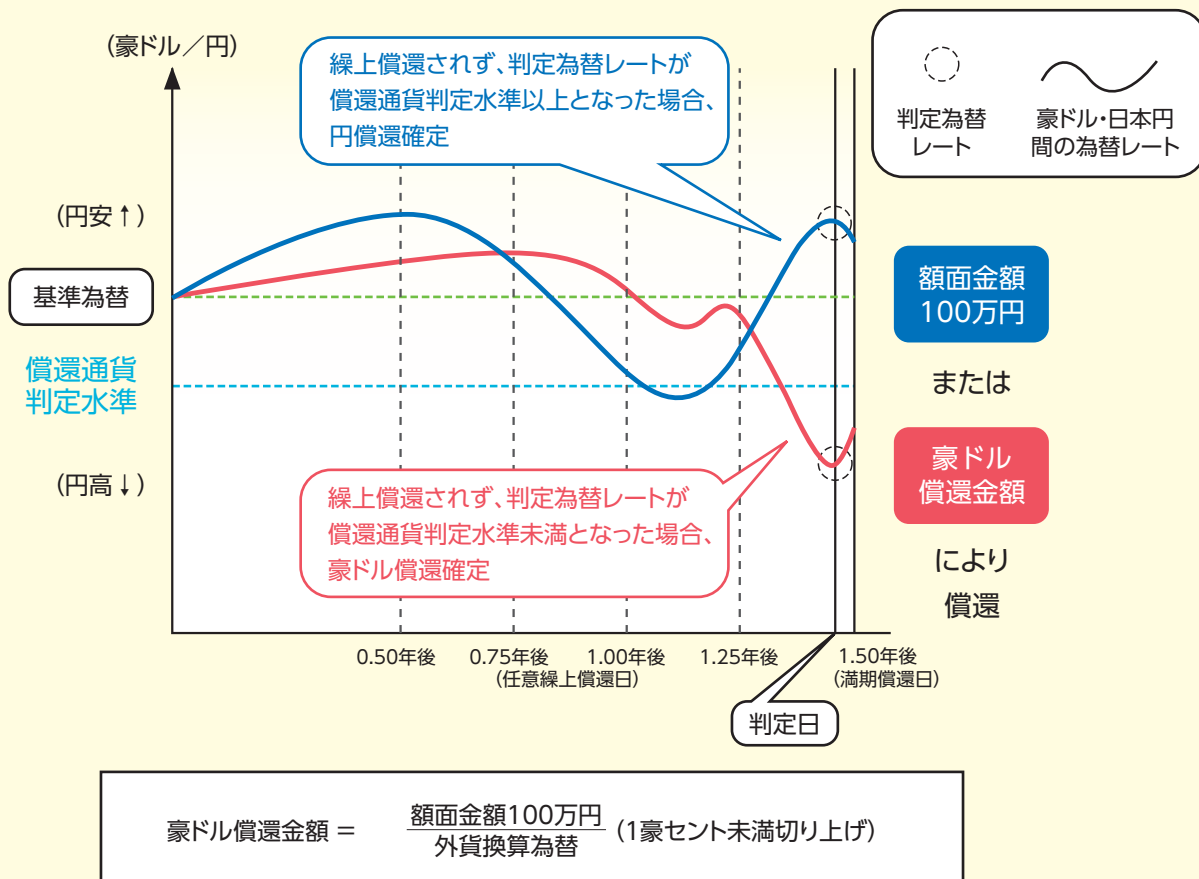
基準為替 : 2020年9月29日(受渡期日)の午後3時(東京時間)現在の豪ドル・日本円間の為替レート^{*2}です。

豪ドル償還金額 : 額面金額100万円につき、100万円を外貨換算為替で豪ドル換算した額です(1豪セント未満切り上げ)。

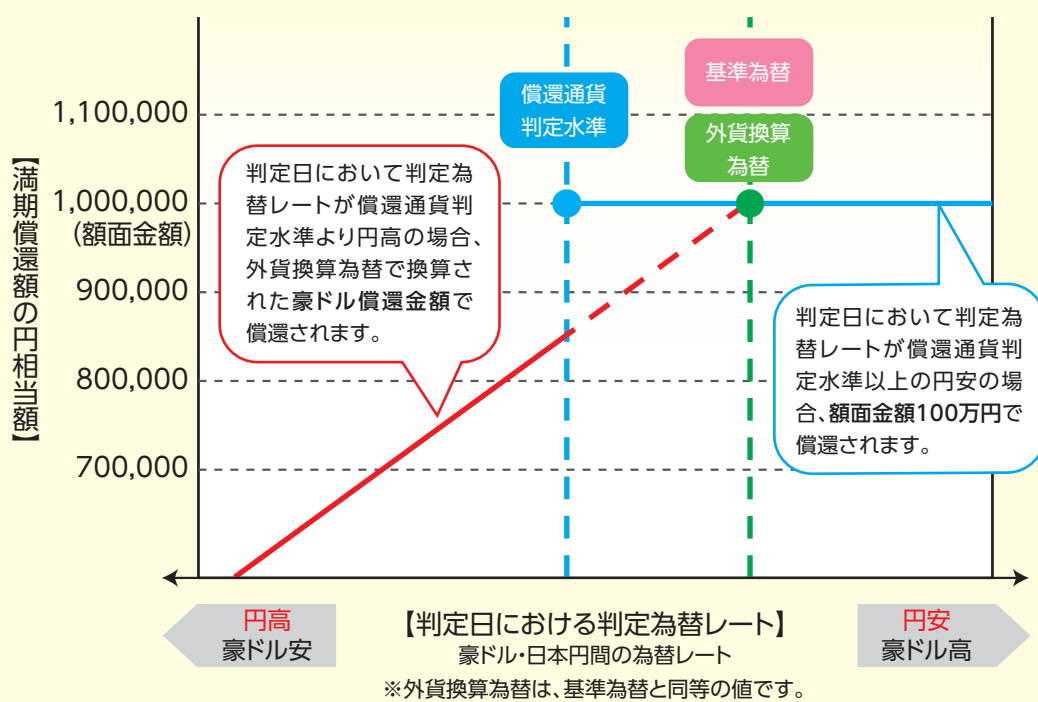
^{*1} 営業日とは、決済機関ならびに商業銀行および外国為替市場が東京、ロンドン、ニューヨーク、フランクフルトおよびシドニーにおいて通常業務を行い、かつ、支払の決済を行う日です(土曜日および日曜日を除く)。

^{*2} ブルームバーグ・スクリーン「BFIX(AUD/JPY Fixings)」ページ(またはその承継ページ等)の「MID」欄に表示される為替レート(1豪ドルあたりの円貨)を使用します。

満期償還方法のイメージ図



判定為替レートの水準と満期償還額(円相当額)のイメージ図



上図の赤色の実線は、豪ドル償還金額を判定為替レートで円に換算した額を示しています。本債券が豪ドルで償還された場合、実際に受領できる円金額は豪ドルを円に交換する時の為替レートにより変わりますので、上図のイメージとは大きく異なることがあることにご注意ください。

最悪シナリオを想定した想定損失額

本債券は、豪ドルで償還される場合があることから、豪ドル・日本円間の為替レート(そのボラティリティを含む。)、豪ドルおよび円の金利水準の変動、発行者または保証者等の信用状況の変化等の影響を受け、損失が生じることがあります。

以下の試算は、試算日(2020年8月21日現在)の実勢値に基づき、対象となる金融指標等の水準等に関するヒストリカルデータに基づく最悪シナリオを想定した想定損失額(試算額)です。

※償還通貨判定水準を基準為替から8.50円を差し引いた値と仮定して試算していますが、実際の取引条件とは異なる場合があります。

【ヒストリカルデータ】

金融指標等	最大値	最小値	変化率/変化幅	
豪ドル・日本円間の為替レート	107.62(2007年7月)	56.64(2009年2月)	変化率	-47.37%
豪ドル金利(2年スワップレート)	8.27%(2008年6月)	0.14%(2020年5月)	変化幅	+8.13%
円金利(2年スワップレート)	1.42%(2008年6月)	-0.25%(2020年3月)	変化幅	+1.67%
為替レートのボラティリティ	41.43%(2009年9月)	7.39%(2005年11月)	変化幅	+34.04%

※説明に用いるヒストリカルデータの数値等は、2003年1月から2020年8月21日時点までのデータに基づいています。

※豪ドル・日本円間の為替レートの変化率は、最大値から最小値への変化率です。

※豪ドル金利および円金利の変化幅は、最小値から最大値への変化幅です。

※ボラティリティの変化幅は、ヒストリカル・ボラティリティ(1年)の最小値から最大値への変化幅を使用します。(ボラティリティとは、価格の変動性を表す値のことをいいます。価格の変動が激しいと数値は大きくなり、緩やかだと数値は小さくなります。)

【償還時の想定損失額】

下記は、上記【ヒストリカルデータ】に基づき、豪ドル・日本円間の為替レートが47.37%下落したという最悪シナリオを前提とした場合に、満期償還時にどの程度の損失が生じる可能性があるかを示したものです。

額面100%あたりの想定損失額	金融指標等	指標の変化方向	変化率
-47.37%	豪ドル・日本円間の為替レート	下落	-47.37%

金融指標等が最悪シナリオを超える水準となるなど、想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があります。

【中途売却時の想定損失額】

本債券の中途売却額は、豪ドル・日本円間の為替レートの下落、豪ドル金利の上昇、円金利の上昇、為替レートのボラティリティの上昇により減少すると考えられます。下記は、上記【ヒストリカルデータ】に基づき、各金融指標等が下の表に示す最悪シナリオになることを前提とした場合に、中途売却によりどの程度の損失が生じる可能性があるかを示したものです。

額面100%あたりの想定損失額	金融指標等	指標の変化方向	変化率/変化幅	
-53.17%	豪ドル・日本円間の為替レート	下落	変化率	-47.37%
	豪ドル金利	上昇	変化幅	+8.13%
	円金利	上昇	変化幅	+1.67%
	為替レートのボラティリティ	上昇	変化幅	+34.04%

※各金利は、各期間の金利水準が一律に同じ幅だけ変動したと仮定しています。ボラティリティは、各期間のボラティリティが一律に同じ幅だけ上昇したと仮定しています。

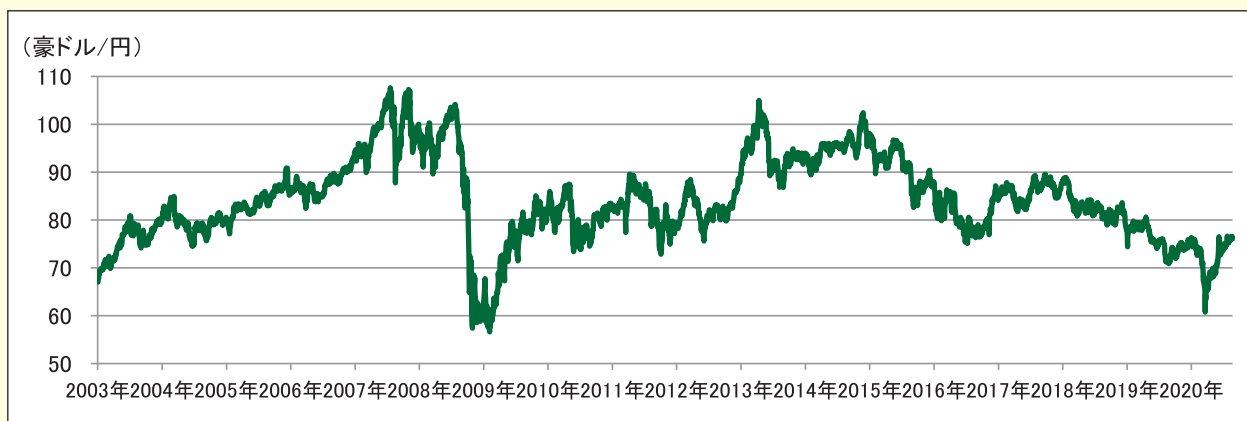
※発行者および保証者等の信用状況の変化は考慮していません。

金融指標等が最悪シナリオを超える水準となるなど、想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があります。

中途売却額は、売却時の債券の流動性、残存期間、発行者または保証者等の信用状況等も影響し、事前に算定できないため、発行直後における金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した理論値を試算しており、売値とは異なります。

実際に中途売却する場合には、試算した想定損失額を上回る損失が生じる可能性があります。

豪ドル・日本円間の為替レートの推移(2003年1月～2020年8月21日)



(出所) オーストラリア連邦準備銀行

(注1) 1豪ドルあたりの円貨、シドニー時間午後4時時点のレート。

(注2) 上記グラフは過去の実績であり、将来の為替相場を保証するものではありません。

主なリスク要因

- ◆本債券は、任意線償還とならなかった場合、判定日における判定為替レートにより、満期償還日に豪ドルまたは日本円で償還されます。豪ドルで償還される場合には、償還金額を円換算した場合に豪ドル・日本円間の為替レートの変動により損失が生じることがあります。(任意線償還条項により満期償還日前に償還される場合は額面金額が支払われますので、償還額は円貨で確定することとなります。)
- ◆本債券は、任意線償還条項に基づき、任意線償還日に額面金額で線償還されることがあります。この場合、投資家は、任意線償還日以後の利息を受領することができません。また、線償還された資金を再投資する場合、本債券の利回りと同等の利回りを得られない可能性があります。
- ◆発行者または保証者等の経営・財務状況および信用状況の悪化により損失が生じることがあります。
- ◆本債券の流通市場は形成されていないため、本債券を売却できない可能性があります。
- ◆本債券を満期まで保有せず売却した場合、豪ドル・日本円間の為替レートの変動や為替レートの予想変動率の変化、豪ドルおよび円の金利水準の変動、発行者または保証者等の信用状況の変化等により取引価格が変動し、損失が生じることがあります。また、本債券は、満期償還日において額面金額で償還される条件が付されているため、円安・豪ドル高となっても取引価格が額面金額より上昇しない可能性があります。

ご投資にあたっての留意点

- ◆本債券は、デリバティブ取引を内包した仕組債と呼ばれる商品です。本債券に関連する店頭デリバティブ取引(弊社と相対で取引を行うデリバティブ取引)は、弊社では原則、個人のお客様に対してお取り扱いしておりません。
- ◆ご購入時には、購入対価のみをお支払いいただけます。
- ◆個人のお客様の場合、利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。譲渡益及び償還益(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。法人のお客様の場合、利子、譲渡益、償還益(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。
- ◆本債券を弊社でお預かりする場合には、外国証券取引口座の開設が必要になります。
- ◆この表示は対象となる債券についての情報をお知らせするものです。本債券および発行者に関する詳細な情報は目論見書に記載されています。本債券の購入をご検討される場合には弊社から目論見書をお渡し致しますので、あらかじめご覧ください。

※販売額に限りがございますので、売り切れの際はご容赦ください。

目論見書のご請求は、野村証券本・支店まで。

野村証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

野村証券

無登録格付に関する説明書

野村証券株式会社

格付会社に対し、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録の格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合、金融商品取引法により、無登録の格付業者が付与した格付（以下「無登録格付」といいます。）である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録の格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付業者について

スタンダード&プアーズ

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称：

S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」といいます。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P は、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2018年6月1日現在、当社が信頼できると考える情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

ムーディーズ

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称：

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」といいます。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」タブ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。

信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2018年6月1日現在、当社が信頼できると考える情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

フィッチ

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」といいます。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/site/japan>）の「フィッチの格付業務について」内の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2018年6月1日現在、当社が信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上